

事務連絡
令和8年4月23日

建設業者団体の長 殿

国土交通省不動産・建設経済局
建設業課入札制度企画指導室 課長補佐

出来高部分払方式の実施について

中東情勢の変化等による原材料費、エネルギーコスト等の上昇によって、事業者の収益が圧迫されることが懸念されているところです。

国土交通省直轄工事における工事費等の支払については「出来高部分払方式の実施について」（平成22年9月28日付け国地契第30号、国官技第207号他）が定められ、中間前金払及び既済部分払等の手続の簡素化・迅速化については「公共工事の代価の中間前金払及び既済部分払等の手続の簡素化・迅速化の促進について」（令和2年3月11日付け国地契第57号、国技第386号他）において下記の運用を定めているところ、今般4月22日に、各地方整備局等あてに再度周知したことを踏まえ、各省各庁、各特殊法人等及び各地方公共団体に対し、別添1及び別添2のとおり周知しておりますので、お知らせします。

貴職におかれましては、当該取組についてご理解と適切な対応をお願いするとともに、貴団体傘下の建設企業に対し、周知方お願いします。